

支部独自企画・開催事業

－「弁理士の日」記念イベントの実施－

会員 中島 三千雄



目次

1. はじめに
2. 開催の経緯
3. 開催の内容
4. 事業の特徴
5. その後の姿
6. イベント参加へのメッセージ
7. 終わりに

.....

1. はじめに

全国支部化の議論において、東海支部の活動が注目を受けているところであるが、そのような東海支部の活動の中で、現在も継続的に実施されている、東海支部独自の企画による、知財制度に係わる昂扬・普及事業の一つとして、平成10年にスタートした「弁理士の日」記念イベントを挙げることが出来る。

この記念イベントは、日本弁理士会の東海支部が主催するものであって、日本弁理士会或いは東海支部としての知名度、ひいては集客力があるのかどうか、が懸念されることに加えて、支部としての基盤が未だ確立していない、支部設立実質2年目の事業としてスタートしたところから、その成否に、関係者の不安は拭いきれないものがあった。尤も、前年の支部設立1年目には、「特許流通フェア関連行事」として、東海支部が主催する3つの講習会を組み合わせた一日事業が開催されて、好評を博しているが、そこでは、流通フェアに会場した人が対象となることを考えると、日本弁理士会乃至は東海支部の単独開催で、果して、人が集まるかどうか、大いに気掛かりであったのである。

このような状況下において進められた掲題の記念イベントに関し、その企画から開催までの経緯、そしてそのようなイベントの意義等について、以下に述べることとする。

2. 開催の経緯

弁理士法の基となる特許代理業者登録規則が施行された7月1日を「弁理士の日」とすることが、平成10年度の理事会（現正副会長会）により、制定されたことに伴い、その日には、弁理士制度及び弁理士業務を広く一般に対して周知するため、講演会等の各種行事を行なうこととされたことに基づき、本会においては、弁理士制度プレ100周年を兼ねた東京での記念講演会の他、電話による全国一斉の無料特許相談会が企画された。

そこで、東海支部としても、この「弁理士の日」に関する本会事業に協力すべく、平成10年5月13日に特許制度昂扬普及事業準備委員会が立ち上げられ、僅か7名の委員にて対応することとなった。そして、この選任された7名の委員は、弁理士の日まで1ヵ月半と時間がないために、単に本会企画の「電話による無料特許相談会」に協力すればよいものと考えていたところ、委員会立上げ日になって、そのような無料特許相談会の準備を行なうことは勿論、東海支部においても、「弁理士の日」に因んだ独自の事業を実施すべく、その企画及び準備を行なうことが、その職務に追加されるに及び、各委員の顔からは、委員会発足当初の余裕は全く消え失せてしまった。

そこで、委員会では、直ちに、記念行事の概要を検討しつつ、その実現に最も重要な会場探しを行ない、しかも、下見まで行なって、その日のうちに、名古屋・栄のナディアパーク・デザインセンタービルの会場を確保した。しかし、この会場が確保されても、未だ難題が残されていたのである。それは、事業予算が、総額でも20万円しかないということにあった。このため、安い会場として、ナディアパーク・デザインセンタービルを選定しても、その会場費を払ってしまうと、残額は10万円を切ることになる。このような少額の事業予算で、何が出来るのか。委員会の最も頭を悩ま

せるところとなった。

そこで、とにかく開催まで時間もないところから、委員会は毎週開催とし、事業企画書を迅速に決定することとしたのであるが、そこでは、若手の委員から、早速に、記念事業企画書案が提出され（勿論、他の委員からも、企画書案は提出して頂いた）、これによって、各委員の気持ちが、記念事業の開催に向けて、極めて積極的な方向に向けられることとなったことは、特筆すべきところである。そのような企画書案の提出によって、また、委員各自がそれぞれの企画書案を検討することによって、全ての委員の気持ちが一つの方向に向くこととなったのである。

そして、委員会において検討した結果、場所がナディアパーク・デザインセンタービル6Fのプレゼンテーションルームとデザイン工房ルームに選定されたことに基づき、基本的には、午前10時～午後4時までの間において、無料特許相談は日本弁理士会名古屋分室（本会の全国一斉無料相談に呼応したもの）とデザイン工房ルームにて行ない、また、プレゼンテーションルームにては、ビデオ等の映像を用いた特許制度、弁理士制度の解説を行なうこととし、また、講演会を、デザイン工房ルームにおいて3回ほど行ない、更に、プレゼンテーションルームにおいては、映像を用いた講演会を行なうこととし、テーマとしては、「製品と特許」、「発明と弁理士」、「発明の見出し」、「インターネットと特許」を選び、更に、その細部についての検討を行なった。具体的には、放映ビデオの選択やビデオ放映プログラムの作成、インターネットの実演においては、特許関連サイトの紹介や特許検索等の検討、無料特許相談会と小講演会との仕切りやその形態、パネル展示の内容、イベント参加者への配布物（ボールペン、パンフレット等）、開催案内（チラシ）の作成、配布方法の検討、看板、アンケート用紙の作成、タイムスケジュール及び担当表の作成等、実に細々としたものまでの検討が行なわれた。

次に重要なことは、このようにして企画された「弁理士の日」記念イベントの開催を、如何に周知するかであった。支部会員に対しては勿論のこと、支部会員のクライアントに対しても、チラシを送付してもらうように依頼する一方、愛知県を始め、各県の発明協会を通じて、また、各地の商工会議所、工業技術センター、中小企業センターへの配布方の依頼や、士業団体のフ

レッシュマンフォーラムや各種団体の総会等においての配布依頼等、ありとあらゆるチャンネルを通じて、チラシを送付・配布し、その周知を図る一方、各新聞社には、宣伝原稿を渡し、また、テレビ局にも連絡し、更に、記者クラブにも告知して、当日の取材が行なわれるように試みたのである。

そして、記念イベントの運営者として、本委員会の委員7名に加えて、9名の支部会員（正副会長＋幹事）及び5名の補助者にお手伝いをお願いすることとして、6月30日立上げの特許制度昂揚普及委員会に、その事業の全搬を移行した。

3. 開催の内容

特許制度昂揚普及事業準備委員会において企画されつつあった「弁理士の日」記念イベントは、同委員会と同一の委員構成からなる特許制度昂揚普及委員会の立上げに伴い、新委員会に引き継がれ、そこで最終チェックが行われた後、平成10年7月4日（土）に、名古屋市のナディアパーク・デザインセンタービル6Fのデザイン工房ルームとプレゼンテーションルームにおいて、以下のプログラムに従って、実施されたのである。なお、併せて、日本弁理士会名古屋分室においては、本会事業たる全国的な「無料特許相談会」の一環として、電話による無料特許相談が行なわれた。



第1会場（デザイン工房ルーム）

- (1) 無料特許相談（AM10～PM4）
- (2) 講演会（3回：各40～50分）
 - イ) 発明と弁理士
 - ロ) ヒット商品を支えた特許
 - ハ) 発明はこうして見つける
- (3) パネル展示・特許製品展示



第2会場（プレゼンテーションルーム）

- (1) インターネット実演（2回：各40～50分）
 特許関連サイトの紹介
 ホームページの紹介
 特許検索（IBM, USPTO, 日本特許庁）



- (2) ビデオ放映（AM10～PM4：但し、インターネット実演中は除く）
 「知的所有権とは何や」
 「エジソンからのメッセージ」

……交互放映

そして、当日は、開場前にも待って頂く人が出るほどで、初めての企画としては盛況であったと感じたのは、開催当事者の手前勝手な判断との非難を受けるかも知れない。何れにしても、イベント来場者は、全体として135名余にも上り、無料特許相談：約30名、講演会（3回）聴講者：約105名（合計）、インターネット実演（2回）聴講者：約73名（合計）、ビデオ視聴者：多数、であった。

また、無料特許相談に関しては、午前中に相談者が殺到し、相談待ちの状態となったために、急遽相談ブースを増設し、そしてそれに対応して、相談員の増員もすることとなった。

ところで、このような多数の来場者は、アンケート結果からして、新聞を見ての来場が圧倒的であったことにより、弁理士の日特集の新聞広告（7/1, 6/30）に、

今回のイベント開催案内を行なったこと、また、新聞の行事欄に、弁理士の日記念イベントの開催が掲載されたこと（7/3）が大きく寄与しているものと考えられるが、更に、NHKテレビにより、弁理士の日記念イベントの開催予告が紹介されたこと（7/3「おしゃべりランチ」番組において、AM11:48頃から約1分間）も、弁理士制度の昂揚普及には、大きく寄与しているものと思われた。

また、この記念イベントの開催の様様については、7月5日（日）付けの読売新聞朝刊の地域ニュースの欄において、その開催内容が写真と共に掲載され、新聞記事として、読者の目に留まっていることを報告しておきたい。

4. 事業の特徴

ところで、今回の記念イベントに関しては、何度も繰り返すようであるが、それが、東海支部の積極的な意志による独自の企画に基づいて、開催された事業であるところに、大きな意義を見出すことが出来る。加えて、そのようなイベントが、弁理士制度の大衆への周知等を目的としたものであったところから、事前に聴講者を募る講演会の如き従来方式とは異なり、また知名度の高い人物の講演会を目玉にしたものでもなく、一般大衆（不特定多数）を対象として、来場者の予測が全くつかない状態において、手作りのイベントとして（予算がないために、必然的にそうなったのではあるが）開催し、そして、一応の成果を得たところにも、大きな意義があり、そこには、日本弁理士会、中でも東海支部の昂揚普及事業の新しい一つの方向が見出せたのではないかと考えている。

そして、このような記念イベントが大きな成果を残した一つの理由としては、先ず、7人の委員全員のチームワークがよく、委員会が毎週開催というハードなスケジュールにも拘らず、全員が休みなく参加して下さったことに加えて、委員の中に、3人もの若手会員を組み込むことが出来たことを挙げることが出来る。弁理士登録年度の若い若手会員は、発想の豊かさは勿論のこと、企画力や行動力においても実に優れており、登録年度の古い私の如き熟年会員の及ぶところではないのである。一方、交渉や情報収集等の点からして、企画事業の承認促進や各士業団体等との交渉、依頼等には、熟年会員のほうが得手とするところであり、委員会では、それらの能力が上手く噛み合っており、短期間

の準備期間にも拘らず、記念イベントを成功裏に導き得たものと考えているところである。

勿論、この記念イベントの実施を7人の委員のみで行なうことは不可能であり、そこには、正副支部長を始め、支部幹事の方々、更には、関係者の方々にも大変な御協力を頂いたことも、忘れてはならない。それ故に、大きなトラブルもなく、イベントを終了することが出来たのであり、それら多くの支援者の御協力があればこそその結果であったものと考えている。

特に、東海支部が発足して、未だ実質的に2年目というのに、多数の方々の御支援が頂けたことは、東海支部においては、地方委員会の時代から、名古屋分室で無料特許相談を行なっており、その担当者には、東海地域の会員の義務であり、それが社会貢献に繋がるという認識が存在していることに起因しているのではないかと考えている次第である。何れにしても、東海支部の会員の方々の各種事業やイベントへの協力姿勢は、かなり高いものではないだろうか。

また、今回の記念イベントは、開催までに一ヵ月半という極めて短期間において企画、準備し、且つ予算総額が20万円という極めて少額の予算の中での実行であったところから、各委員に対してかなりの時間的な負担に加えて、手弁当にて走り回ったところも多々あり、それらの点において反省すべきところがあると考えている。勿論、記念イベントの如き事業の実施において、十分な時間と共に、その実施のスケール・内容に対応する予算が必要であることは言うまでもないところであるが、特に、経験したことのない新しい事業の遂行には、予算と共に、十分な準備期間が必要であることを痛感した次第である。

5. その後の姿

上記の様に、初めての「弁理士の日」記念イベントが成功裏に終わったことから、その後、毎年、東海支部では、本会とは別途に、7月1日の弁理士の日を記念したイベントが企画され、今日まで実施されてきている。

特に、平成11年度においては、弁理士制度100周年記念イベントと合併した形において実施され、また、平成14年度においては、本会の弁理士の日記念事業として、「弁理士の日」記念フェスタ2002が名古屋に於いて開催された他は、東海支部独自の企画として、「弁理士の日」記念イベントが実施されてきているの



である。そして、その独自の記念イベントにおいては、最初のイベントにおいて好評を博した「インターネットの実演」から発展した、「インターネット (IPDL) 検索体験」と講演会をメインにして、常に100名を越える参加者が得られている。

しかしながら、この記念イベントも、回を重ねて、今年で8回目となり、それを実施する側にとっては、当初程の労力を要することなく、スムーズな運営が為されてきているが、同様なスタイルで実行されてきているイベントの内容が、果たして参加者に満足してもらえているのか、どうか、検討してみる必要があるのでは、と考えている。特に、「弁理士の日」記念事業として、平成11年度から本会の知的財産支援センターが直接面談方式による全国一斉の特許無料相談を



行い、それが、大きな事業に発展してきていると共に、他の地域においても、独立した記念事業が生まれつつある現在、上記した東海支部独自の「弁理士の日」記念イベントが、それらの中に埋もれてしまっているように見えて仕方がない。

どのようなイベントでも、その繰り返しは、必ず、マンネリ化を招くものである。この「弁理士の日」記念イベントも8回目を迎え、さらに進化させていくことが必要であると共に、我々東海支部の会員の心の中においても、弁理士の日の事業目的を再認識し、それに相応しい事業乃至はイベントの姿としていく必要があると考える次第である。

6. イベント参加へのメッセージ

このように説明してくると、一つの事業の実施、一つのイベントの開催には、相当な労力と時間が必要とされ、それに関わりたくないということが、会員諸氏の本音ではないだろうか。確かに、一人だけ或いは少数人数だけの頑張りにて、そのような事業やイベントを実行しようとした場合においては、そうであるかも知れない。しかしながら、複数の人々が、それぞれ役割分担して実行するようになれば、必ずや成果は挙がるものと信じている。事実、上記した東海支部独自の「弁理士の日」記念イベントにおいては、準備期間が短いことと予算が少ないことを除いて、初めての事業にも拘わらず、委員会の7人の委員全員の協力の下、それぞれの委員が、その担当分野での役割をキチンと果たした結果、望外の結果に結びついたものと信じている。勿論、その委員構成が良かったのかもしれない。そして、これは、そのような事業やイベントに参画した者だけの喜びかも知れないが、当該事業やイベントの終了後に味わえる達成感、何物にも代えがたいものである。

ところで、現在、仕事が忙しくて、日本弁理士会や支部の活動なんかには関わっておれないと考えられている会員の方々であっても、月のうちの1日か2日は都合がつけられると思うが、如何なものであろうか。一日中、ずっと仕事をしている訳ではない。自由になる時間があるはずである。従って、例えば、8時間の仕事時間のうち、5%或いは10%の時間を割くことが出来れば、1日で24分或いは48分の時間を空けることが出来、それを1ヵ月貯めれば、簡単に1日或いは2日も空けることが出来るのであり、それを上述せる如き支部活動や日本弁理士会の活動に充てることが出

来るのである。また、このように考えれば、いくら仕事が忙しいと言っている人でも、少しの時間は割けるはずである。そして、その割いた時間を利用して、支部活動、更には日本弁理士会の活動に参加できるものと考えている次第である。

特に、ここ数年来、本会の会長を始め、支援センター長等の方々から、事ある毎に、社会貢献の必要性が説かれてきているが、この社会貢献は社会の要請であり、時代の要請でもあると考えられる。利益を追求する株式会社でさえ、社会貢献が要請されていることは、新聞やテレビ等のマスコミの報道からしても明らかである。ましてや、我々弁理士の資格は、憲法上の職業選択の自由の例外として、公共の福祉の要請がある場合に限って認められたものであることを考えると、弁理士が、そのような専権（特権）の下に、自己の業務のみに関わっていることが許されるはずがないことは明らかどころであり、従って、弁理士という資格に基づくところの公共性と社会的責任によって、弁理士には、社会に対する奉仕乃至は貢献活動が要請されているのである。

この弁理士による社会貢献を考えた場合においても、上記のような事業乃至はイベントに積極的に参加することは、社会貢献に繋がるものであり、また委員会の活動に於いてすら、決して、個人のための活動ではなく、弁理士の集まりである一つの集団たる日本弁理士会のため、更には日本弁理士会の活動が円滑に為されることによって社会に寄与するためにあるものと考えて出来る。

7. 終わりに

東海支部独自の企画に基づく、他の団体との共催事業ではない、日本弁理士会単独事業となる「弁理士の日」記念イベントについて、古い資料を引っ張り出して説明してきたが、東海支部にとっては、この記念イベントを成功裏に実行し得たことが、その担当委員会の大きな糧となり、同委員会の当該年度の各種事業の遂行に大きなドライビング・フォースとなったことは否めず、更に、その後の東海支部における各種活動の抛り所となっているものと信じている。

これから発足する新しい支部において、その活動を考えるとき、かかる東海支部の記念イベントの内容が何らかの参考となれば幸いである。

(原稿受領 2005. 3. 3)